令和９・10 年度

国土交通省一般競争(指名競争)参加資格審査申請の手引き
(測 量 等)

国土交通省大臣官房官庁営繕部、
国土交通省地方整備局　及び
国土交通省北海道開発局を除く

商号又は名称	
受 付 番 号	
受　　付　　印	

この手引きには、登録後の住所変更や代表者変更の場合の手続きなども記載されていますので、資格を有する間はお手元に保管しておいてください。

目　　次

１　国土交通省資格審査制度の概要
(1) 資格審査制度…… 1
(2) 登録主体…… 1
(3) 審査時期…… 1
(4) 有効期間…… 1
(5) 有効範囲…… 1
(6) 欠格事項…… 1
(7) 申請方法…… 2

２　申請書類の作成
(1) 申請書類…… 3
(2) 申請書類の作成…… 4
(3) 申請書類のセットの仕方……13

３　申請書類の提出
(1) 提出先……14
(2) 提出方法及び提出時期……14

４　審査結果の通知……16

５　変更等の届出
(1) 変更の届出……16
(2) 希望部局追加の申請……17
(3) 廃業等の届出……17
(4) 資格決定通知書再発行の請求……18
(5) 合併等による再申請……18

６　その他……18

(別表)部局一覧表

(参考)申請書類記載例

1　国土交通省資格審査制度の概要

(1) 資格審査制度

国土交通省(大臣官房会計課所掌機関)が行う「測量等」の一般競争入札又は指名競争入札に参加するためには、国土交通省大臣官房会計課所掌機関の部局長（「(別表)部局一覧表」に掲載されている「部局長」）が発行する資格決定通知書が必要です。

なお、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局及び国土交通省北海道開発局においては、別途、独立した資格審査制度を設けていますので、それらの部局が行う「建設工事」又は「測量等」に係る競争入札に参加を希望する場合には、それぞれの機関にて資格審査を受け、資格決定通知書の交付を受ける必要がありますので、申請先が異なります。

(2) 登録主体

有資格者名簿への登録は、会社や個人のほか、事業協同組合、協業組合等であっても行うことができます。

(3) 審査時期

「建設工事」及び「測量等」の資格審査は２年ごとの区切りで行われており、その区切られた２ヶ年度分の申請を前年度の 12 月～１月に一括して受け付けて審査を行う定期審査と、当該２ヶ年度の中途において随時に受け付けて審査を行う随時審査があります。

(4) 有効期間

今回は令和９･10 年度の区切りとなっていますので、定期審査により与えられた資格については令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの２年間、随時審査によるものについては資格決定日から令和 11 年３月 31 日までの期間となります。

(5) 有効範囲

入札参加を希望する部局の有資格者名簿への登録により参加できる競争入札の範囲は、当該部局が行う一般競争入札又は指名競争入札のうち、登録された業種に係るものとなります。

(6) 欠格事項

次のいずれか一に該当する場合は、有資格者名簿への登録ができません。また、登録後に該当することとなった場合には、資格が取り消されることとなります。

① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条に該当する者

ア　契約を締結する能力を有しない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

一　指定暴力団員

二　指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三　法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四　指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

② 予算決算及び会計令第 71 条第１項各号に該当すると認められる者

ア　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　ア～カのいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加されないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 当該一般競争に係る測量等に関し、法律上必要となる資格を有していない者

④ 申請書及び添付書類(インターネット受付に係る申請データを含む。) の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

⑤ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

⑥ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者

(7) 申請方法

受付ごとの申請方法は以下のとおりです。

定期審査…「インターネット方式」、「文書郵送方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）」、「電子メール方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）

随時審査…「文書郵送方式」、「文書持参方式」、「電子メール方式」

①. 定期審査

ⅰ. インターネット方式

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

インターネット方式については、測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]をご確認ください。

ⅱ. 「文書郵送方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）」

「電子メール方式（インターネットでは対応していない申請に限る）

インターネット方式では対応していない申請(令和８年 10 月１日付け公示　令和９･10 年度における国土交通省の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格に関する公示「３．申請の時期」参照）に限り文書郵送方式又は電子メール方式となります。

申請書類の作成や提出等については、以下の「２　申請書類の作成」等に従い行ってください。

②．随時審査（定期審査終了後（令和９年１月 16 日以降）、随時実施）

定期審査の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出を受け付けます。随時申請はインターネット方式で行うことができないため、文書郵送方式、文書持参方式又は電子メール方式にて受付を行います。

申請書類の作成や提出等については、以下の「２　申請書類の作成」等に従い行ってください。

２　申請書類の作成

(1) 申請書類(申請書及び添付書類)は、次のとおりとなっています。

ただし、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の８に規定する書類の写しを提出したとき又は建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第７条、地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第７条又は補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省公示第 1341 号)第７条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、②、④、⑤、⑥に掲げる書類の添付を省略することができます。

①　申請書(様式５－１、様式５－２、様式５－３)

②　技術者経歴書(様式６)

③　営業所一覧表(様式７)

④　登記事項証明書(法人の場合)(写しでも可)

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

⑤　登録証明書等(写しでも可)

⑥　財務諸表類

⑦　納税証明書(次のいずれか該当の書式で、写しでも可)

法人…国税通則法施行規則別紙第９号書式その２、その３の３

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書

個人…国税通則法施行規則別紙第９号書式その２、その３の２

「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書

※国税通則法施行規則別紙第９号書式その２を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、以下の書類を提出ください。

法人…法人税の申告に関する申出書（様式 13)

個人…所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書（様式 12)

※国税通則法施行規則別紙第９号書式その３を使用する場合

法人…未納税額(法人税、消費税及び地方消費税)のないことの証明書

個人…未納税額(申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税)のないことの証明書

※納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

⑧　委任状(行政書士等の代理申請による場合)

なお、公的機関の証明書については、申請日より３ヶ月前までのものを有効と致します。それ以前のものの場合、再度提出となりますのでご注意下さい。

(2) 申請書類の作成

記載例を参考として、次の手順で作成してください。なお、申請書類の記載事項の基準日は、申請日直前の決算の確定した日となっています。

①　申請書(様式５)の記載方法

ア　様式内の各欄のうち、※印の付された個所には、何も記入しないでください。

イ　「01　１新規／２更新」欄については、記載不要です。

ウ　「02　受付番号」、「03　業者コード」、「04　申請者の規模」欄には、何も記入しないでください。

エ　「05　適格組合証明」欄には、申請者が経済産業局長又は沖縄総合事務局長が行う官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合等である場合に、当該官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。

オ　申請文中「令和　　年度」の箇所には、申請の時期に応じ下表のとおり記入してください。

審査の種類	申　請　の　時　期	記　入　事　項
定期審査	令和８年12月１日～令和９年１月15日	令和９・10年度
随時審査	令和９年１月16日～３月31日 令和９年度中	
	令和10年度中	令和10年度

カ　申請文中「貴　　」の箇所には、複数の部局への登録を希望する場合には「貴省」と、登録を希望する部局が１箇所のみの場合には「(別表)部局一覧表」中の当該希望部局の「申請文」欄に掲げるとおり記入してください。

キ　宣誓文の下「令和　年　月　日」の箇所には、申請書類を提出する日付を記入してください。

ク　「令和　年　月　日」の下「　　殿」の箇所には、複数の部局への登録を希望する場合には「国土交通省大臣官房会計課長」と、登録を希望する部局が１箇所のみの場合には、「(別表)部局一覧表」中の当該希望部局の「部局長」欄に掲げるとおり記入してください。

ケ　「06　本社(店)郵便番号」欄には、本社又は本店の所在地の郵便番号を記入してください。

コ　「07　法人番号」欄には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（１３桁）を入力してください。

※　法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載される場合がありますので、誤りのないように正確に入力してください。

※　個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力の必要はありません。

※　法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索してください。
https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

サ　「08　本社(店)住所」から「14　本社(店)FAX 番号」までの各欄は、以下のとおり左詰めで記入してください。なお、フリガナの欄は、カタカナで記載し、濁点及び半濁点は１文字として扱ってください。

(ｱ)　「08　本社(店)住所」欄には、本社又は本店の住所を都道府県名から記入し、丁目、番地は「－(ハイフン)」により省略して記入してください。

フリガナは、都道府県名を省略して記入し、丁目、番地は記入しないでください。

申請者が外国事業者の場合は、本社又は本店の住所を国名から記入し、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外(「08　本社(店)住所」の上「06　本社(店)郵便番号」の右横)に記載してください。

(ｲ)　「09　商号又は名称」欄には、本社又は本店の商号又は名称を記入し、「株式会社」等の法人の種類については下表の略号を用いて記入してください。

フリガナは、「株式会社」等の法人の種類を省略して記入してください。

事業者が外国事業者の場合で、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記入は不要です。

(ｳ)　「10　代表者氏名」欄には、本社又は本店の代表者役職氏名を記入し、氏名及びそのフリガナについては、姓と名との間を１文字あけて記入してください。

(ｴ)　「11　担当者氏名」欄には、本社又は本店の担当者氏名を記入し、氏名及び

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）
合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）
企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）
一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）
公益社団法人	（公社）	特例財団法人	（特財）	特例社団法人	（特社）

そのフリガナについては、姓と名との間を１文字あけて記入してください。

申請者が外国事業者で日本国内に連絡場所がある場合には、当該場所の担当者氏名を記入してください。

(ｵ)　「12　本社(店)電話番号」、「13　担当者電話番号」(必要があれば内線番

号)欄及び「14　本社(店)ＦＡＸ番号」欄には、本社又は本店の担当部署の電話番号及びＦＡＸ番号を記入し、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「－(ハイフン)」で区切り、(　)は使用しないでください。

申請者が外国事業者で日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地の電話番号及びＦＡＸ番号を記入してください。

シ　「15　電子入札用ＩＣカードの登録番号」欄については、記載不要です。

ス　「16　メールアドレス」欄には、契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。

セ　「17　申請代理人」欄には、行政書士等の代理人による申請を行う場合に記入してください。この場合の申請の代理とは、申請者本人が代理人に申請手続きの代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことです。その際、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。

ソ　「18　登録等を受けている事業」欄については、以下の区分による登録を受けている場合にそれぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要事項を記入してください。

(ｱ) 測量業者　測量法第 55 条による登録を受けている場合。

(ｲ) 建築士事務所　建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条による登録を受けている場合。

(ｳ) 建設コンサルタント　建設コンサルタント登録規程第２条による登録を受けている場合。

(ｴ) 地質調査業者　地質調査業者登録規程第２条による登録を受けている場合。

(ｵ) 補償コンサルタント　補償コンサルタント登録規程第２条による登録を受けている場合。

(ｶ) 不動産鑑定業者　不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第２２条による登録を受けている場合。

(ｷ) 土地家屋調査士　土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第８条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人のみについて記載する。)。

(ｸ) 司法書士　司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)第８条による登録を受けている場合。

(ｹ) 計量証明事業者　計量法(平成４年法律第 51 号)第 107 条による登録を受けている場合。

タ　「19　設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載してください。（個人については、記載不要です。）

チ　「20　みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業」又は「発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業」若しくは「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占

めている中小企業」のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）の場合は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れてください。

ツ　「21　測量等実績高」の各欄については、以下のとおり記載してください。

(ｱ)　「①競争参加資格希望業種区分」欄は、下表に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種の名称を左側に、コードを右側に記入してください。

契約の種類	コード	業　種　区　分	業　　務　　内　　容
測量等に関する契約	１０１	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
	１０２	建設コンサルタント	建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、耐震診断、地区計画及び地域計画、調査)、土質及び基礎、鋼構造物及びｺﾝｸﾘｰﾄ、河川、海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、ﾄﾝﾈﾙ、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、農業土木、建設環境、その他
	１０３	地質調査	地質調査
	１０４	補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
	１０５	その他の業種	電気通信設備調査・設計、情報処理ｼｽﾃﾑ調査・設計、工事監理(電気通信)、航空・宇宙関連調査・設計等

(ｲ)　「②直前２年度分決算」及び「③直前１年度分決算」の「　年　月から　年　月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記入してください。

「②直前２年度分決算」欄に審査基準日直前１年度分決算の前の決算による実績高を、「③直前１年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、及び「④直前２か年間の年間平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前期２か年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記入してください。（百円単位は四捨五入）登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」の欄に記入してください。

※　建設業、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めない。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績も含める事はできません。

決算が１事業年度１回の場合には、「②直前２年度分決算」及び「③直前１年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記入してください。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあって

は、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。)を含めた実績を記載してください。

(ｳ) 「⑤申請を希望する部局」欄については、複数の部局への登録を希望する場合に、同欄の最上部(番号 01～15 の直下部)に希望する部局のコード（（別表）部局一覧表のコード参照）を縦書きで記入してください。希望する部局が多数あり枠数を超える場合は、適宜一括コード(60～64)を使用し、枠数内で記入してください。希望部局コードを記入した欄よりも下欄及び合計欄には何も記載する必要はありません。

テ 「19 有資格者数」欄については、下表の右欄に掲げる職員数をそれぞれ該当する欄に記入し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記入してください。なお、記入欄が足りない場合は、同様の様式で延長してください。

免許等の名称		有　資　格　者
一級建築士		建築士法による一級建築士の免許を受けている者
構造設計一級建築士		一級建築士として５年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者(新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習(いわゆる「みなし講習」)受講者を含む。)
設備設計一級建築士		一級建築士として５年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者(新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習(いわゆる「みなし講習」)受講者を含む。)
二級建築士		建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士		建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示(昭和60年建設省告示第1526号)による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者		社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士		建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士		建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
測量士		測量法による測量士の登録を受けている者
測量士補		測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士		計量法による環境計量士の登録を受けている者
技	総合技術監理部門	技術士法(昭和58年法律第25号)による第２次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(選択科目を下記部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格した者

技術士	建設部門	技術士法(昭和58年法律第25号)による第２次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。)とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格した者
港湾海洋調査士		一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士		不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補		不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士		土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士		司法書士法による司法書士の登録を受けている者
ＲＣＣＭ		一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者
その他		建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法(昭和39年法律第170号)による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者又は第３種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
		消防法(昭和23年法律第186号)による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
		公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し７年以上の実務の経験を有する者
		上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

ト　「23　建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄については記載不要です。

ナ　「24　自己資本額」の「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載する。(有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額)

外資系企業の場合には、「①株主資本」の株主資本の( )内に外国資本の額を内数で記載する。

「① 株主資本」の株主資本のうち資本金欄の ( ) 内に払込済資本 金の額を内数で記載する。払込済資本金の金額は、有限会社の場合は 出資払込金の額、組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込済資本 金、個人の場合は期首資本金の額を入力する。

また、個人(青色申告)の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、(事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額)－事業主で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とする。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、右下(Ｐ)欄には同じ金額が入る。

なお、個人(白色申告)の方は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。

「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。

「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記入する。

「④株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記入する。

二　「25　損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、記載不要です。

ヌ　「26　貸借対照表」の「①流動資産」及び「②流動負債」の各欄は、直前１年度分決算により記入してください。（百円単位は四捨五入）また、「③固定資産」及び「④総資本額」は記載不要です。

ネ　「27　経営比率」の「②流動比率」欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記入してください。また、「①総資本純利益率」及び「③自己資本固定比率」は記載不要です。

ノ　「28　外資状況」欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に該当する会社区分の番号(１、２、３のいずれか)を○で囲い、［　］内に外国名を、(　)内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。

なお、「２　日本国籍会社(外資比率 100%)」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「３　日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

ハ　「29　営業年数等」の「④営業年数」欄には、登録を希望する業種に係る事業の開始日(複数の業種を希望する場合は最も早い開始日)から基準日までの期間(1 年未満切り捨て)を記入してください。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間となります。(1 年未満切捨て)

ヒ　「30　常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら測量等業務に従事している職員の数を記入し、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員数を法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入してください。「④　計　」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記入してください。

②　添付書類の作成方法

ア　技術者経歴書(様式６)

技術者の経歴等について、登録を希望する業種ごとに、以下のとおり記載してください。

なお、記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(ｱ)「氏名」の記載は、営業所又は支店等ごとにまとめて行い、その直上段に当該営業所又は支店等の名称を(　)書きで記入してください。

(ｲ)「法令による免許等」の欄には、測量等業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記入してください。

(ｳ)「実務経歴」の欄には、純粋に測量等業務に従事した職種及び地位について最近のものから記載してください。

イ　営業所一覧表(様式７)

申請日現在の営業所又は支店等の所在地について、以下のとおり記載してください。営業所又は支店等とは、常時測量等業務に関する契約の見積、入札、契約締結等実態的な行為を行う全ての本店又は支店等営業所のことをいいます。様式５－１の０８・０９に記載した本社・本店は記入しないでください。また、本社・本店のみで営業所又は支店等がない場合は、余白に「該当なし」と記入してください。

なお、記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(ｱ)「番号」欄には、何も記入しないでください。

(ｲ)「営業所名称」及び「郵便番号」欄には、営業所又は支店等の名称及びその所在地の郵便番号を、それぞれ記入してください。

(ｳ)「所在地」欄には営業所又は支店等の所在地を上段から左詰めで記入してください。所在地は都道府県名から記入し、丁目、番地は「－(ハイフン)」により省略して記入してください。

(ｴ)「電話番号」欄及び「ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡＸ番号をそれぞれ左詰めで記入し、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－(ハイフン)」で区切り、(　)は使用しないでください。

ウ　登記事項証明書

申請者が法人である場合には、登記事項証明書を提出してください。

申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を

行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

エ　登録証明書等

２(2)①スで申請書の「18　登録等を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官署が発行する証明書となりますが、登録を希望しない業種に係るものについては提出する必要はありません。

オ　財務諸表類

申請者が自ら作成している直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分(損失処理)計算書(個人にあっては、これらに類する書類)となります。

会社法及び会社計算規則により計算書類を作成する法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書となります。

カ　納税証明書

法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の未納のないことについて税務官署が発行する証明書です。

※ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を添付してください。

※納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

キ　委任状

行政書士等により代理申請する場合に、必ず次の要件を満たす委任状の正本を提出してください。

【委任状の要件】

(ｱ)　委任状の日付が申請から３ヶ月以内のもの。

(ｲ)　委任の範囲が具体的に記載してあること。

※ただし、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。

(ｳ)　受任者が行政書士の場合は、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること。

(ｴ)　委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。

（委任状の例）

委　　任　　状

受　任　者
　　住　　所
　　登録番号
　　氏　　名

私は上記の者を代理人と定め、国土交通省大臣官房会計課所掌機関に関する一般競争(指名競争)参加資格申請について、次の権限を委任します。

委任事項
　１．申請書類の作成
　１．申請代理
　１．記載事項の訂正

令和　　年　　月　　日
　　委　任　者
　　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名

③　証明書類の様式と証明年月日

登録証明書及び登記事項証明書については、それぞれの発行官公署、また納税証明書については、税務官署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時より３ヶ月以内のものを使用してください。

④　証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えありません。

⑤　外国事業者が申請する場合の提出書類等

ア　申請書類中に外国語で記載された事項がある場合には、日本語の訳文を添付してください。

イ　申請書類中に記載する金額は、基準日における出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率により、邦貨に換算して得た額を用いてください。

(3) 申請書類のセットの仕方※郵送、持参方式の場合

①　この「手引き」の表紙は、受付票としての機能も兼ねていますので、持参方式による場合で受領印が必要な場合は、表紙にある「商号又は名称」欄に、申請者の商号又は名称を記入したうえで提出してください。受付窓口で、受付印を押印して返

却します。

② (2)のとおり作成した申請書類を、(1)の①～⑧の順番にそろえてください。

なお、現況報告書副本の写しを添付する場合には、申請書の次に現況報告書副本の写しをセットし、その後ろにその他の添付書類をセットしてください。

③ 郵送方式による場合で受領印が必要な場合は、①の「手引き」の表紙ではなく、代わりに官製はがきに返信先を記入し、裏面は白紙のまま、申請書と一緒に郵送してください。受付印を押印して返送いたします。

3 申請書類の提出

(1) 提出先

登録を希望する部局が１箇所のみの場合には当該希望局の受付窓口へ、複数の部局への登録を希望する場合には国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室へ提出してください。

(2) 提出方法及び提出時期

申請は、インターネット方式（定期受付時のみ）、郵送方式、持参方式、又は電子メール方式のいずれか１つの方法により行ってください。

① 郵送方式

定期審査にあっては、インターネット方式では対応していない申請に限り令和８年 12 月１日から令和９年１月 15 日まで(令和９年１月 15 日の消印のあるものまで有効)受け付けます。また、定期審査の申請に間に合わなかった場合は、令和９年１月 16 日以降随時に申請することができます。ただし、資格の決定日は、令和９年４月１日以降になることがあります。

申請者は、郵送受付期間内(消印有効)に申請書類に受付通知用はがき(返信先を記入)を同封して書留郵便で郵送してください。その際、封筒の表面左下には朱字で「資格審査申請書類在中」と明記してください。郵送後１ヶ月を経過しても受理通知が届かない場合には、提出部局にお問い合わせください。また、申請者において必ず申請書類のコピーを保管しておいてください。

申請書類が郵送受付期間内(消印有効)に到着し、かつ、申請書類の記載内容に不備や誤記等がない場合には、申請を受け付け、受理通知を送付します。申請書類が郵送受付期間内に到着しなかった場合や消印が郵送受付期間を超過した日付であった場合、申請書類の記載内容に不備や誤記等がある場合には、提出先に修正が必要な書類を再度郵送等していただくことになります。

なお、定期審査にあっては、令和９年１月 15 日までに補正していただかないと定期審査での競争参加資格の決定はできなくなります。

注)一度受け付けた申請内容の変更は、変更届以外ではできません。また、定期審査で受け付けた申請内容の変更届の受付は令和９年４月１日からとなります。変更届については、下記５を参照してください。

② 持参方式

随時審査にあっては、令和９年１月 16 日以降に申請することができます。

申請書類を受け付ける際に、記載内容や会社の業務内容について種々質問することがありますので、可能な限り質問に答えられる方が持参してください。

② 電子メール方式

定期審査にあっては、インターネット方式では対応していない申請に限り令和８年 12 月１日から令和９年１月 15 日まで(最終日の 16 時受信分まで有効)受け付けます。また、定期審査の申請に間に合わなかった場合は、令和９年１月 16 日以降随時に申請することができます。ただし、資格の決定日は、令和９年４月１日以降になることがあります。

随時審査にあっては、令和９年１月 16 日以降に申請することができます。

持参又は郵送にて提出する書類一式を電子メールにて送付することによる随時申請を受け付けます。

提出が必要な書類は、持参又は郵送による提出書類と同じです。当手引きの該当箇所をご確認ください。

申請書以外の添付書類はスキャナーを使用して PDF にしたものを提出してください。

メール件名を随時申請提出の場合は「資格申請書類の提出（申請者の商号又は名称）」、変更届提出の場合は「変更届の提出（申請者の商号又は名称）」と記載してください。

メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」および「連絡先電話番号」を記載してください。

受付通知票の提出は必要ありません。申請が受理されると申請書送信元メールアドレス宛に受付通知メールが送付されます。

注意事項　※必ず下記事項を確認の上申請してください。

ⅰ　添付書類のデータサイズが２０ＭＢを超える場合、受付側でメールを受信できません。

２０ＭＢを超過する場合は添付書類を複数メールに分けて提出してください。

ⅱ　「電子メール方式」による申請を行った場合には、受付通知は申請書の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

※メール送信後２週間を経過しても、受付通知メールによるお知らせがない場合には、受付担当部局にお問合せください。

ⅲ　添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため申請窓口から担当者へ連絡させていただく場合があります。

電子メール申請の申請書類及び変更等の届出の提出先

登録を希望する（登録をしている）部局が１箇所のみの場合には「（別表）部局一覧

表」に記載の当該希望部局のメールアドレスに提出してください。

複数の部局への登録を希望する場合には国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室（hqt-zuiji@ki.mlit.go.jp）に提出してください。

4　審査結果の通知

資格審査の結果は、登録を希望した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長から、複数の部局への登録を希望した場合には大臣官房会計課長から「資格決定通知書」が申請者に対し通知されます。資格決定通知書には、登録業種及びその等級、登録部局、有効期限などが記載されています。なお、本社名あてで郵送いたしますので、紛失することのないようご注意ください。

5　変更等の届出

(1) 変更の届出

有資格者名簿に登録された法人又は個人が、下表左欄に掲げる事項に変更があった場合には、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式１４)に同表右欄に掲げる書類を添付して、大臣官房会計課所掌機関のうち登録を希望した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長へ、複数部局への登録を希望した場合には大臣官房会計課長へ提出してください。また、変更届の提出は、郵送・持参・電子メールいずれでも可能です。

なお、変更届が受理され、既に通知されている資格決定通知書の記載内容に変更が生じる場合(本店の住所、本店の商号又は名称、希望業種の変更をいう)を除き、名簿の訂正等がなされた旨の通知は改めてしませんので、受理確認を希望される方は変更届を提出する際に当該変更届の写しを提示していただければ、受付窓口において当該変更届の写しに受付印を押印して返却しますので、これをもって受理の確認とさせていただきます。

ただし、変更届を郵送により提出する場合にこの措置を希望するときは、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

また、変更届を電子メールで提出する場合には、受付通知は電子メールにてお知らせします。

注)変更届右上の資格決定通知書の整理番号欄には、資格決定通知書の右上にある 10 桁の整理番号を記入してください。

変　更　事　項		添　付　書　類
法人の場合	本店の住所(市町村合併による変更を含む)	登記事項証明書(の写し)
	本店の商号又は名称	登記事項証明書(の写し)
	電話番号及びＦＡＸ番号	不要
	代表者の氏名	登記事項証明書(の写し)
	許可・登録等の状況	許可・登録等の証明書(の写し)
	営業所の名称、所在地、電話番号	不要
	希望業種の追加	希望業種の登録証明書(の写し)

		財務諸表及び 技術者経歴書(様式６) 申請書（様式１－２）
個人の場合	住所 氏名 電話番号及びＦＡＸ番号 許可・登録等の状況	住民票(の写し) 戸籍簿謄本(の写し) 不要 許可・登録等の証明書(の写し)

※添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から３ヶ月前までのものを有効とします。

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

(2) 希望部局追加の申請

営業所等の新設などの理由により、競争参加を希望する部局の追加を希望する場合には、希望部局追加申請書(様式１５)を、当初登録した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長へ、当初登録した部局が複数の場合には大臣官房会計課長へ提出することにより、当該追加希望部局の有資格者名簿に登録することができます。希望部局追加申請書の提出は、郵送・持参・電子メールいずれでも可能です。

なお、希望部局追加申請書が受理されたことにより追加希望部局の有資格者名簿への登録がなされると、新しく資格決定通知書を再送いたします。

(3) 廃業等の届出

有資格者名簿に登録された法人又は個人が、下表左欄に掲げる事項に該当した場合には、同表中欄に掲げる方が同表右欄に掲げる書類を添付して、その旨の届出(任意様式)を提出してください。ただし、一度資格を取消しますと一定の事由以外は当該期間内の再申請はできませんのでご注意ください。提出先は、登録を希望した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長、複数部局への登録を希望した場合には大臣官房会計課長となります。

なお、これらの届出は郵送・持参・電子メールいずれでも可能です。

廃　業　等　の　事　由		届　　出　　者	添　付　書　類
法人の場合	合併による消滅	役員であった者	登記事項証明書又は測量法第55条の９の廃業等の届出
	破産による解散	破産管財人	〃
	合併又は破産以外の事由による解散	清算人	〃
	廃業	役員又は役員であった者	〃
個人の場合	死亡	相続人	住民票の写し
	廃業	本人	測量法第55条の９の廃業等の届出
	個人から法人への移行		通常の申請に必要な書類

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

(4) 資格決定通知書再発行の請求

万が一、資格決定通知書を紛失してしまった場合、資格決定通知書が届かなかった場合に限り、資格決定通知書を再発行いたします。「資格審査決定通知書再発行請求書」に、再発行理由、商号又は名称、代表者氏名及び役職、住所、担当者氏名、担当者電話番号及びメールアドレスを記載した上で、郵送又は電子メールにて、登録した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長へ、登録した部局が複数の場合には大臣官房会計課長へ提出してください。郵送かつ登録した部局が１箇所のみの場合には、切手を貼付し返信先を記入した返信用封筒を同封してください。

「建設工事」「測量等」の両方の資格決定通知書の再発行を希望する場合は、「資格審査決定通知書再発行請求書」を「建設工事」「測量等」のそれぞれの分を作成し、２通提出してください。

資格決定通知書の送付先は日本国内のみ指定可能です。

(5)合併等による再申請

合併等により商号変更が生じた場合、又は個人が新たに法人を取得した場合は、再申請となります。

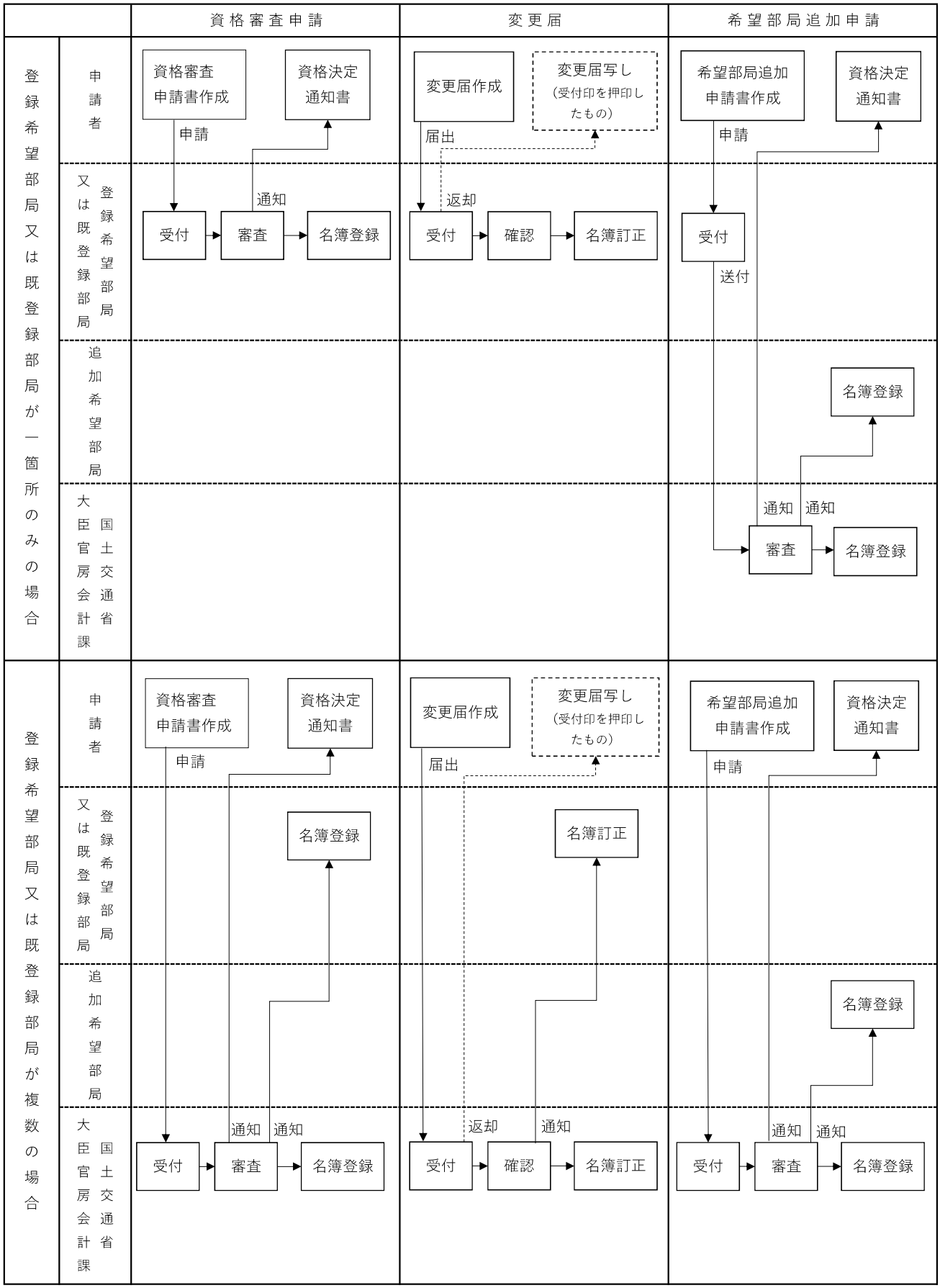
この場合には、通常の申請時に必要な書類の他に合併等契約書(その他事実を証明できる書類)、全該当会社の納税証明書及び財務諸表類と合算等の計算書、資格取消届(現資格を取り消すため、消滅会社と承継会社の資格取消届が必要)を、当初登録した部局が１箇所のみの場合には当該部局の長へ、当初登録した部局が複数の場合には大臣官房会計課長へ提出することにより登録することができます。

6　その他

最後に資格審査制度の全体の流れを示しますので、参考にしてください。

また、申請書類の作成等について不明な点がありましたら、受付窓口にご相談ください。

資格審査事務の流れ



※フロー中、破線で示した部分については、申請者が希望する場合にとられる措置です。

（別表）部局一覧表

コード・略称				部局	部局長	申請文	郵便番号	住所		電話番号(内線)	メールアドレス
一括		個別									
		1	官会	大臣官房会計課	大臣官房会計課長	貴課	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	中央合同庁舎第３号館	03-5253-8111(21834)	hqt-zuiji@ki.mlit.go.jp
60	全運	2	北運	北海道運輸局	北海道運輸局長	貴局	060-0002	札幌市中央区北2条西19-8	札幌第４合同庁舎	011-290-2713(直通)	hkt-shikaku_shinsa@gxb.mlit.go.jp
		3	東運	東北運輸局	東北運輸局長	貴局	983-8537	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	仙台第４合同庁舎	022-791-7506(直通)	tht-shikakushinsa@ki.mlit.go.jp
		4	関運	関東運輸局	関東運輸局長	貴局	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	横浜第２合同庁舎	045-211-7207(直通)	ktt-eizenpic@gxb.mlit.go.jp
		5	信運	北陸信越運輸局	北陸信越運輸局長	貴局	950-8537	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	新潟美咲合同庁舎２号館	025-285-9150(直通)	hrt-hokushin_kaikei@ki.mlit.go.jp
		6	部運	中部運輸局	中部運輸局長	貴局	460-8528	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	名古屋合同庁舎第１号館	052-952-8004(直通)	cbt-soumubu-kaikeika@ki.mlit.go.jp
		7	近運	近畿運輸局	近畿運輸局長	貴局	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	大阪合同庁舎第４号館	06-6949-6406(直通)	kkt-kensetsusokuryo@ki.mlit.go.jp
		8	神運	神戸運輸監理部	神戸運輸監理部長	貴監理部	650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	神戸第２地方合同庁舎	078-321-3143(直通)	kbm-kyousou-shikaku@gxb.mlit.go.jp
		9	国運	中国運輸局	中国運輸局長	貴局	730-8544	広島県広島市中区上八丁堀6-30	広島合同庁舎第４号館	082-228-3435(直通)	cgt-chugoku-kanzai@gxb.mlit.go.jp
		10	四運	四国運輸局	四国運輸局長	貴局	760-0019	香川県高松市サンポート3-33	高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6717(直通)	skt-kaikei@ki.mlit.go.jp
		11	九運	九州運輸局	九州運輸局長	貴局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡合同庁舎新館	092-472-2314(直通)	qst-kaikeika@ki.mlit.go.jp
61	全空	12	航空	航空局	航空局長	貴局	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	中央合同庁舎第３号館	03-5253-8111(48655)	hqt-jcabkeiyaku03@ki.mlit.go.jp
		13	東空	東京航空局	東京航空局長	貴局	102-0074	東京都千代田区九段南1-1-15	九段第２合同庁舎	03-6880-1505(直通)	cab-keiyaku01e@ki.mlit.go.jp
		14	阪空	大阪航空局	大阪航空局長	貴局	540-8559	大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	大手前合同庁舎	06-6937-2708(直通)	cab-osakakeiyaku@ki.mlit.go.jp
62	全保	15	保庁	海上保安庁	海上保安庁総務部長	貴庁	100-8976	東京都千代田区霞が関2-1-3	中央合同庁舎第３号館	03-3591-6361(2880)	jcg-hyoshitsu3@gxb.mlit.go.jp
		16	保大	海上保安大学校	海上保安大学校長	貴校	737-8512	広島県呉市若葉町5-1		0823-21-4961(222)	murakami-y942c@mlit.go.jp
		17	保校	海上保安学校	海上保安学校長	貴校	625-8503	京都府舞鶴市字長浜2001		0773-62-3520(228)	jcg-shokyu@gxb.mlit.go.jp
		18	一管	第一管区海上保安本部	第一管区海上保安本部長	貴保安本部	047-8560	北海道小樽市港町5-2	小樽地方合同庁舎	0134-27-0118(2223)	jcg-1keiri-nyushin@gxb.mlit.go.jp
		19	二管	第二管区海上保安本部	第二管区海上保安本部長	貴保安本部	985-8507	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	塩釜港湾合同庁舎	022-363-0111(2223)	jcg-2keiri@gxb.mlit.go.jp
		20	三管	第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部長	貴保安本部	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	横浜第２合同庁舎	045-211-1118(2223)	jcg-3keiri4@gxb.mlit.go.jp
		21	四管	第四管区海上保安本部	第四管区海上保安本部長	貴保安本部	455-8528	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	名古屋港湾合同庁舎　別館	052-661-1611(2223)	jcg-4keiyaku@gxb.mlit.go.jp
		22	五管	第五管区海上保安本部	第五管区海上保安本部長	貴保安本部	650-8551	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	神戸第２地方合同庁舎	078-391-6555(2223)	jcg-5keiri5@gxb.mlit.go.jp
		23	六管	第六管区海上保安本部	第六管区海上保安本部長	貴保安本部	734-8560	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	広島港湾合同庁舎	082-251-5111(2223)	nakamura-d948u@mlit.go.jp
		24	七管	第七管区海上保安本部	第七管区海上保安本部長	貴保安本部	801-8507	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	門司港湾合同庁舎	093-321-2931(2223)	jcg-7keiri2@gxb.mlit.go.jp
		25	八管	第八管区海上保安本部	第八管区海上保安本部長	貴保安本部	624-8686	京都府舞鶴市下福井901	舞鶴港湾合同庁舎	0773-76-4100(2223)	jcg-8keiri@gxb.mlit.go.jp
		26	九管	第九管区海上保安本部	第九管区海上保安本部長	貴保安本部	950-8543	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	新潟美咲合同庁舎２号館	025-285-0118(2223)	jcg-9keiri3@gxb.mlit.go.jp
		27	十管	第十管区海上保安本部	第十管区海上保安本部長	貴保安本部	890-8510	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	鹿児島第２地方合同庁舎	099-250-9800(2223)	jcg-10shinsa@gxb.mlit.go.jp
		28	十一管	第十一管区海上保安本部	第十一管区海上保安本部長	貴保安本部	900-8547	沖縄県那覇市港町2-11-1	那覇港湾合同庁舎	098-867-0118(2223)	jcg11-keiri-7y4a@ki.mlit.go.jp
63	全気	29	気象	気象庁	気象庁総務部長	貴庁	105-8431	東京都港区虎ノ門3-6-9		03-6758-3900(2412)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		30	気研	気象研究所	気象研究所長	貴研究所	305-0052	茨城県つくば市長峰1-1		029-853-8559(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		31	衛星	気象衛星センター	気象衛星センター所長	貴センター	204-0012	東京都清瀬市中清戸3-235		042-493-4964(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp

（別表）部局一覧表

コード・略称				部局	部局長	申請文	郵便番号	住所		電話番号(内線)	メールアドレス
一括		個別									
64	全台	32	札気	札幌管区気象台	札幌管区気象台長	貴気象台	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西18-2		011-611-6156(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		33	仙気	仙台管区気象台	仙台管区気象台長	貴気象台	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15	仙台第３合同庁舎	022-297-8243(直通)	kaikei.sendai@met.kishou.go.jp
		34	東気	東京管区気象台	東京管区気象台長	貴気象台	204-8501	東京都清瀬市中清戸3-235		042-497-7189(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		35	阪気	大阪管区気象台	大阪管区気象台長	貴気象台	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	大阪合同庁舎第４号館	06-6949-6301(直通)	kaikei_keiyaku@met.kishou.go.jp
		36	福気	福岡管区気象台	福岡管区気象台長	貴気象台	810-0052	福岡県福岡市中央区大濠1-2-36		092-725-3602(直通)	fukuoka_kaikei@met.kishou.go.jp
		37	縄気	沖縄気象台	沖縄気象台長	貴気象台	900-8517	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	那覇第２地方合同庁舎３号館	098-917-7951(直通)	shikaku-shinsei@ml.kishou.go.jp
		38	運安	運輸安全委員会	運輸安全委員会事務局長	貴委員会	160-0004	東京都新宿区四谷1-6-1	四谷タワー15階	03-5367-5028(直通)	hqt-jtsb-keiyaku@gxb.mlit.go.jp
		39	国総	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究副所長	貴研究所	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1		046-844-5076(直通)	ysk.nil-uketsuke@mlit.go.jp
		40	海審	海難審判所	海難審判所長	貴審判所	102-0083	東京都千代田区麹町2-1		03-6893-2400(代表)	hqt-jmat@gxb.mlit.go.jp